

鳥取県告示第 359 号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第211条第1項に規定する関係書類を次のように定め、平成19年4月16日から施行する。

平成16年鳥取県告示第251号（鳥取県条例第210条の2第1項に規定する関係書類について）は、平成19年4月15日限り廃止する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

狩 猟 税 納 付 書			
職 氏 名 様		年 月 日	
下記のとおり納付します。		住 所 氏 名	
狩猟者登録番号			
狩 猟 免 許 種 類	網・わな 一・二	登 録 の 区 分	1 放鳥獣猟区のみに係る登録 2 1の登録を受けている者が受ける県下全域に係る登録 3 1及び2以外の登録
納付す べき 税 額	税 率 適 用 区 分		税 額
	1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次のいずれかに該当する者 (1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。）		
	2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次のいずれかに該当する者 (1) 県民税の所得割額の納付を要しない、控除対象配偶者又は扶養親族以外の者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事する者 (3) 県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族		
	3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、上記税率適用区分1の(1)又は(2)に該当するもの		
	4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、上記税率適用区分2の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの		
5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者			
鳥 取 県 収 入 証 紙 ち ょ う 付 欄			

上記税率適用区分の2又は4に該当する者は、次の証明書により市町村長の証明を受けてください。

狩 猟 税 に 関 す る 証 明 書

住 所
氏 名

上記の者は、 年度分の県民税の所得割額を納付することを要しない者で、

- 1 控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者以外のもの
- 2 農業、水産業又は林業に従事する控除対象配偶者又は扶養親族に該当するもの
- 3 県民税の所得割額を納付することを要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当するものであることを証明します。

年 月 日

市
町 長
村

印